

「流域治水」の推進について

【資料No.8-1】

長野県建設部河川課

近年、頻発・激甚化する水害の発生に鑑み、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を図る。令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨により甚大な被害の発生した長野県において、洪水被害軽減は最優先課題であり、県全体で「流域治水」の取組を推進する。特に河川への流出抑制を図るため、市町村や県民と共に、雨水貯留の取組を推進していく。

「流域治水」は、以下の3つの取組を柱とする。

① 河川整備の取組

河川管理者が実施する堤防整備、河道掘削、ダム事前放流等の対策 等

② 流域における雨水貯留等の取組

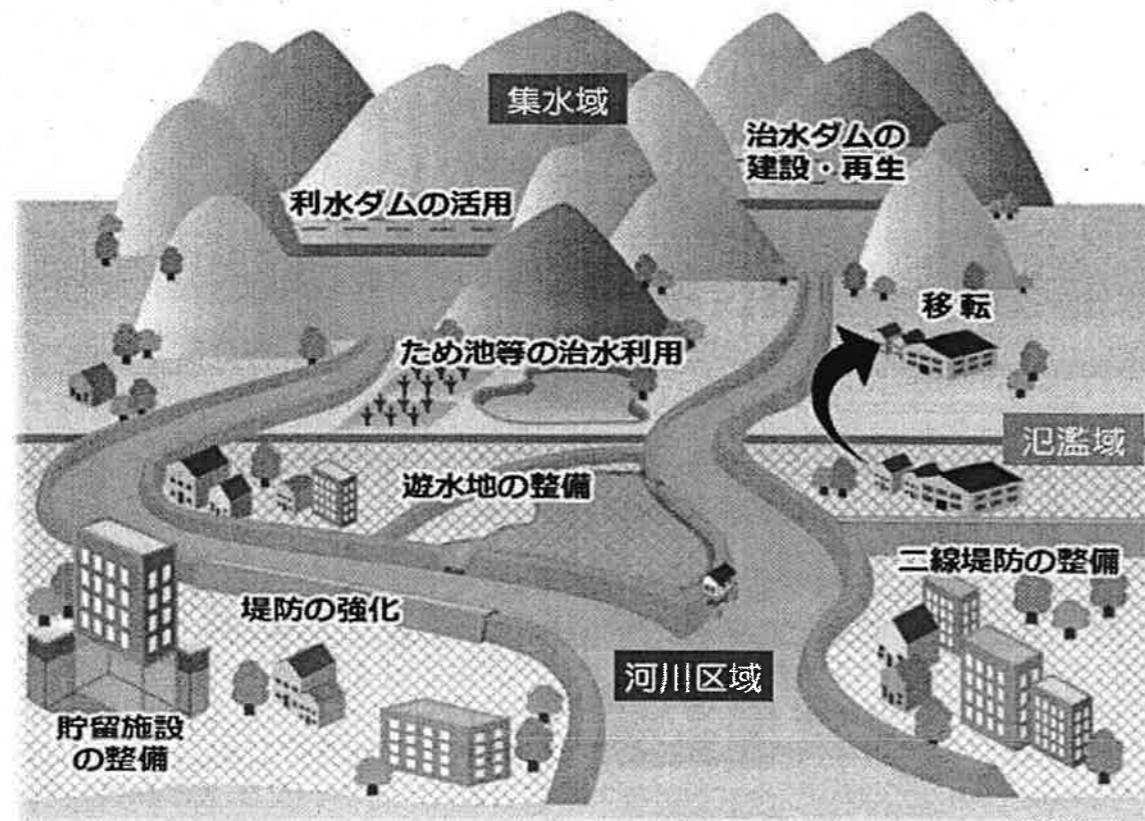
雨水貯留施設の整備や、ため池・水田等を活用した流出抑制対策 等

③ まちづくりや住民避難の取組

住まい方の工夫や、住民避難に関する取組 等

流域治水のイメージ

(河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域の関係者全員が協働して多層的に対策を実施)



国土交通省資料より

令和2年度の取組

《推進のための計画策定や促進方法の検討》

- 「流域・ソフト対策市町村取組メニュー表」の作成・周知 (R2. 6~)
 - ・市町村が取組を行うにあたって使える制度を「メニュー表」としてまとめ、配布し、県内全域の市町村に対し取組を依頼
- キャラバン隊による77市町村との意見交換 (R2. 9~12)
 - ・県内77市町村を個別に訪問、公共施設における雨水貯留施設の設置や、ため池・水田等を活用した雨水貯留促進などについて意見交換を実施
- 「雨水貯留促進勉強会」による促進方法の検討 (R2. 12)
 - ・新潟県見附市や県内の先進的な取組を行っている市町村、農業関係者等から構成する勉強会を開催、取組を広く県民に周知し、促すための方策を検討
- 「長野県流域治水推進計画」の策定 (R3. 2)

令和3年度の取組

《「流域治水キャンペーン」として 様々な施策により県民の取組を促進》

- 市町村との共同宣言
 - ・市長会、町村会と共同で、流域治水推進に向けた宣言を実施
- 「流域治水推進シンポジウム(仮)」の開催
 - ・学識経験者、農業関係の代表者等による取組促進に向けたシンポジウムの開催
- 県民への普及啓発活動
 - ・雨水貯留の取組に関するCMの制作・放送、ポスター、パンフレット、ステッカーの作成
- 県有施設における雨水貯留浸透施設の設置
 - ・雨水貯留タンク、雨水貯留浸透施設の設置

「長野県流域治水推進計画」の概要

しあわせ信州

【資料No.8-2】

【流域治水への転換】

契機

令和元年東日本台風等による水害の頻発化・激甚化に鑑みると、これまでの国や県による治水対策に加え、市町村や民間事業者、県民などの流域の関係者全員が協働して、流域全体で対策を推進する必要があります。

甚大な水害の発生した長野県においては、洪水被害軽減は最優先の課題であり、県全体で「流域治水」を推進する必要があります。

課題

対策の拡充には、制度や仕組みづくりを行う必要があります。「流域治水」の取組を推進する上では、具体的な取組目標を持って、進める必要があります。



流域治水のイメージ

【長野県流域治水推進計画】

趣旨

「流域治水」の取組推進には、これまでの治水対策に加え、市町村や民間事業者、県民などの流域の関係者全員が参画し、取組を行うことが不可欠であり、関係者が意識を共有し、計画期間内の具体的な取組目標を定め、計画的に取り組む必要があります。

このため今回、「長野県流域治水推進計画」を策定することとしました。

この計画に基づいて「流域治水」の取組を推進することにより、水害に強い、安全・安心な地域づくりに繋がっていきます。

期間

【計画期間】 令和3～7年度（5か年）

主な取組一覧

長野県流域治水推進計画

(1) 流域における雨水貯留等の取組 「留める」

- 公共施設における雨水貯留施設設置
- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度
- 雨水排水規制ガイドライン等の策定
- ため池や水田を活用した雨水貯留の取組
- 公共下水道(雨水)の整備
- 流域の森林整備
- 排水ポンプ車の配備

(2) まちづくりや住民避難の取組 「備える」～逃げ遅れゼロ～

- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- 浸水想定区域図の作成
- 住まい方の工夫の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成
- 防災知識の普及に関する取組
- 「災害時住民支え合いマップ」の作成

内容

「流域治水」は、以下の3つを柱として進めます。

- 河川整備の取組 「流す」
- 流域における雨水貯留等の取組 「留める」
- まちづくりや住民避難の取組 「備える」

このうち、堤防整備等の「河川整備の取組」は、河川整備計画等に基づき河川管理者が推進します。よって本計画は、対象を明確とするため、「流域における雨水貯留等の取組」、「まちづくりや住民避難の取組」の2項目に絞った計画とします。

目標

各取組項目の目標は、計画期間の5年間の取り組み数値を設定します。

取組を推進することにより、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現し、「安全・安心な地域」の形成を目指します。

(1) 流域における雨水貯留等の取組 「留める」

降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。

● 公共施設における雨水貯留浸透施設設置

県有施設や市町村施設での雨水貯留浸透施設の設置を進めます。

また、来庁者に雨水貯留タンクを身近に見ていただくことにより必要性を認識していただき、民間事業者や個人の雨水貯留浸透施設の設置を促していきます。

◇目標：県有施設におけるタンク設置 439基
雨水貯留浸透施設 20施設 等



雨水貯留施設設置例
(長野市豊野支所)



雨水貯留タンク設置例

- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度
- 雨水排水規制ガイドライン等の策定
- 公共下水道(雨水)の整備
- 流域の森林整備
- 排水ポンプ車の配備

● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組

ため池の管理者に対し、空き容量の確保による洪水調節効果を説明し、低水位管理の取組を開始します。また、洪水吐切り欠きの設置により流入水を貯留し、下流河川への流出を抑制します。

水田については、農業関係者の協力のもと、水田の排水口に調整装置を設置することにより、水田の雨水貯留能力を高め、下流河川への流出を抑制します。

◇目標：ため池を活用した雨水貯留の取組 404箇所
水田を活用した雨水貯留の取組 6市町村



水田排水口の調整装置
設置例



ため池の低水位管理
実施例

(2) まちづくりや住民避難の取組 「備える」～逃げ遅れゼロ～

市町村、民間事業者や県民と協働して、各地域の特性に応じた避難体制を構築するとともに、水害に備えたまちづくりの取組を推進します。

● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置

住民の迅速な避難行動に繋がるように、洪水等の出水時に観測に特化した水位計やカメラを設置し、リアルタイムの情報提供に努めていきます。

◇目標：危機管理型水位計設置 10基
簡易型河川監視カメラ設置 100基



簡易型
河川監視カメラ



危機管理型水位計

● 浸水想定区域図の作成

避難所の場所等を記載した、市町村が作成する「ハザードマップ」の基となる「浸水想定区域図」の作成を進めます。

◇目標：「浸水想定区域図」の作成 218河川



浸水想定区域図
作成例

- 住まい方の工夫の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成
- 防災知識の普及に関する取組
- 「災害時住民支え合いマップ」の作成

主な取組項目	対策メニュー	担当課	活用可能な制度
ため池等の既存施設の補強や有効利用	ため池の低水位管理の運用	農地整備課	農村地域防災減災事業(農林水産省 国庫補助事業)
雨水貯留施設、田んぼダム、透水性舗装の整備等	● 公園、校庭等の雨水貯留施設の整備	河川課 生活排水課	通常の下水道事業及び新世代下水道支援事業(社会資本整備総合交付金) (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 防災・安全交付金事業(社会資本整備総合交付金) (拡) 緊急自然災害防止対策事業 (拡) 特定地域都市浸水被害対策事業(官民連携浸水対策下水道事業)(補助事業)
	● 雨水浸透施設の整備に関する補助制度	河川課 生活排水課	新世代下水道支援事業(社会資本整備総合交付金) (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 下水道浸水被害軽減総合事業(社会資本整備総合交付金) ※社会資本整備総合交付金事業を活用する場合、社会資本整備総合計画への位置付けが必要 補助事業「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能
	● 各戸貯留施設の費用補助	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「新世代下水道支援事業制度」で実施可能 (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 下水道浸水被害軽減総合事業(社会資本整備総合交付金) 補助事業「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能
	田んぼダムを活用した雨水調節機能の確保	農地整備課	(拡) 多面的機能支払交付金
公共下水道の整備	公共下水道(雨水)の整備	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」で実施可能 補助事業「大規模雨水処理施設整備事業」「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能 (拡) 改良復旧事業(災害関連事業) (拡) 緊急自然災害防止対策事業
支流の森林整備による流出抑制	● 支流の森林整備	森林づくり推進課 河川課	① 治山事業による森林整備【県事業←市町村要望により箇所選定】 ・復旧治山事業・防災林造成事業 ② 造林事業による森林整備【市町村事業】 ・信州の森林づくり事業・みんなで支える里山整備事業 ③ 河川沿いの伐採【県・市町村事業】 ・河川林整備事業
排水機場の整備	排水機場の整備、増設	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」で実施可能 補助事業「大規模雨水処理施設整備事業」「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能 (拡) 改良復旧事業(災害関連事業) (拡) 緊急自然災害防止対策事業
	排水ポンプ車等の配備	河川課	社会資本整備総合交付金事業 ※社会資本整備総合交付金事業を活用する場合、社会資本整備総合計画への位置付けと浸水実績が必要 ※下水道事業の場合、社会資本整備総合計画の「効果促進事業」に位置付けることで実施可能
排水機場の耐水化の推進	排水機場等の耐水化	生活排水課	(拡) 社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」で実施可能
下水道の機能高度化	光ファイバー活用による浸水被害軽減	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「新世代下水道支援事業制度」で実施可能 (「新世代下水道支援事業制度」の中の「機能高度促進事業」(イ)ICT活用型)
	樋門等の自動化・無力化・遠隔化	生活排水課	(拡) 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」で実施可能
緊急復旧などを迅速に行う防災拠点	防災拠点(道の駅)の整備	道路管理課	社会資本整備総合交付金
災害時応急復旧資機材の整備	● マンホールトイレ、可搬式非常用発電施設、仮設配管等の整備	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業として実施可能 社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」及び「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業として実施可能 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の効果促進事業として実施可能
まるごとまちごとハザードマップの推進(浸水深表示)	まるごとまちごとハザードマップの作成推進	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課
「災害時住民支え合いマップ」の策定促進	● 地域における「災害時住民支えあいマップ」の策定を促進	地域福祉課	地域福祉総合助成金(災害時住民支え合いマップ作成促進事業)
水位周知河川の拡充、洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知	● ハザードマップの策定及び住民への周知	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課
支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知	ハザードマップ策定(内水ハザードマップ)	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」の効果促進事業として実施可能
	下水道BCP(業務継続計画)の策定	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」及び「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業で実施可能
早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測体制の検討	雨量観測施設の設置及び情報発信	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課

●は全市町村で取り組んでいただきたいメニュー
 ・(拡)はR3年度より拡充された事業です。
 ・事業実施にあたっては、記載の担当課と協議を行ってください